

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名          | 部署名              | 事業の目的   | 事業の概要  | 成果   |
|----------|----------|----------------|------------------|---|--|--|
| 1        | 195      | メモリアルホール運営     | 生活環境部つくばメモリアルホール | 葬儀における通夜、告別式、法事に係る葬祭業務及び火葬業務を執り行う。                        | 斎場（葬祭式場、火葬場、待合及び法要施設）の貸館業務等の運営及び施設・設備の維持管理   | 施設長寿命化改修工事について、前年度設計委託により、選定した設備及び把握した修繕箇所を工事内容に組み込むことができた。  |
| 2        | 614      | つくば市環境審議会運営事業  | 生活環境部環境政策課       | 環境保全に関する条例や計画の策定、改廃の際に内容や原案について調査審議するため。                  | 環境基本計画の見直し等に関する検討、計画に掲げる関連施策に該当する事業の実績報告、進捗確認を行う。つくば市環境審議会開催日程の調整、会議資料の作成を行う。                    | 環境基本計画の進捗管理に関する審議会を年度当初に開催し、委員意見を速やかに当該年度の個別事業の計画に反映させた。計画の見直し等に関する審議会を4回開催し、検討を進めた。                             |
| 3        | 615      | つくば市環境白書作成事業   | 生活環境部環境政策課       | つくば市の環境の状況、環境保全に関する施策の実施状況を広く市民や事業者に公表するため。               | 直近のつくば市の環境に関するデータやつくば市環境基本計画にある関連施策の進捗状況について、関係各課から取りまとめて作成し、ホームページにて公表する。                       | 第3次つくば市環境基本計画に掲げる施策の実績や市域の環境の現況を掲載した令和5年度環境白書を作成し、市ホームページに公表した。  |
| 4        | 616      | 環境基本計画進行管理事業   | 生活環境部環境政策課       | 目指すべき将来像「豊かなつくばの恵みを未来にたくなく持続可能都市」の実現に向けて、環境施策の実効性を確保するため。 | 第3次環境基本計画に掲げる関連施策に該当する事業の目的・目標について、関係各課に事業進捗管理調査票の提出を依頼し維持管理を行う。令和6年度から7年度にかけて、計画の中間見直しについて検討する。 | 年度当初の5月に基本計画に基づく事業の計画の進行管理に関する審議会を開催することにより、委員の意見を速やかに当該年度の計画・目標設定に反映させることができた。<br>計画の中間見直しに関する審議会を3回開催し、検討を進めた。 |
| 5        | 617      | つくば市役所環境負荷低減事業 | 生活環境部環境政策課       | つくば市役所が行う事務事業からの環境影響を継続的に少なくするため。                         | 職員に対し、環境法令や地球温暖化対策に関する情報を提供する。また、グリーン購入を推進することで間接的な環境影響を小さくする。                                   | 環境法令や地球温暖化対策に関する情報を引き続き電子書庫に掲載し、庁内に周知した。<br>グリーン購入に関する法の仕組みや、環境ラベル、Q & Aなどを電子書庫に掲載し、庁内に周知した。                     |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名                  | 部署名        | 事業の目的   | 事業の概要   | 成果  |
|----------|----------|------------------------|------------|---|---|---|
| 6        | 618      | クリーンエネルギー機器等購入補助事業     | 生活環境部環境政策課 | 機器設置費用の一部を補助することで、クリーンエネルギー機器を普及させ、家庭部門におけるCO <sub>2</sub> 排出削減を図り地球温暖化防止に寄与する。 | クリーンエネルギー機器設置者等を対象に、補助金を交付する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策実行計画区域施策編懇話会、専門家等の意見から、太陽光パネルと連系することでCO<sub>2</sub>削減効果が高くなるエコキュート（昼間湧き上げ型自然冷暖ヒートポンプ給湯器）を補助対象として予算化をした。</li> <li>・燃料電池自動車について、水素ステーションの利便性向上のため土曜日を含む営業曜日に変更した。</li> </ul> |
| 7        | 620      | つくば環境スタイルサポーターズ事業      | 生活環境部環境政策課 | 環境に関するイベント等の啓発活動を行うことにより、つくば環境サポーターズ会員を中心とした市民の環境意識の向上を図る。                      | 環境配慮に関する意識を高めていくため、つくば環境スタイルサポーターズ会員を中心に、市の環境関連情報の提供を行う。  | <p>メール配信：47回<br/>         ゴーヤ苗配布（事業所会員）：62事業所、1,000株<br/>         エコ・クッキング体験事業（市民向け）：3回（計44名）</p>   |
| 8        | 621      | E V等普及促進事業             | 生活環境部環境政策課 | E V等の低炭素車への転換を促し、自動車の走行に伴う温室効果ガス排出を抑制する。  | 市域におけるE Vの利便性向上を図るため、市公共施設に設置した急速充電器の適切な管理を行う。  | <p>釜崎交流センター：4月～1月 E V用急速充電器の維持管理を実施。<br/>         1月（新）急速充電器へ入替。<br/>         3月（旧）急速充電器の撤去。<br/>         市役所：11月 急速充電器の撤去。</p>   |
| 9        | 622      | コミュニティ型低炭素モデル街区整備事業    | 生活環境部環境政策課 | 市域の低炭素化を図るとともに、低炭素社会づくりを先導する。   | 環境配慮型住宅の整備やH E M Sを通じたエネルギーの可視化などを行う低炭素モデル街区を形成し、成果を発信することで、低炭素まちづくりの面的な普及促進を図る。<br>つくば市低炭素（建物・街区）ガイドラインに基づく認定を受けた住宅の普及を促進するため、認定交付金を交付し、温室効果ガスの排出の抑制を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・つくば市低炭素（建物・街区）ガイドラインに基づく奨励金件数 戸建レベル3：103件</li> <li>・ガイドライン改定の方針について国の法制度の改定状況等を総合的に勘案し、検討した。</li> </ul>   |
| 10       | 623      | 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進事業 | 生活環境部環境政策課 | つくば市役所の事務事業活動によって排出される温室効果ガスの排出量を削減する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の脱炭素化を図るために、省エネ改修及び再エネ設備導入を促進する。</li> <li>・つくばサステナスクエアの焼却施設で発電した電力の公共施設への自己託送や環境配慮契約に基づいた電力契約等を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナスクエア焼却施設で発電した電力の自己託送により、2,056t-CO<sub>2</sub>排出量を削減した。</li> <li>・環境配慮契約に基づいた電力需給契約を91施設で締結した。</li> </ul>  |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名                  | 部署名        | 事業の目的  | 事業の概要   | 成果   |
|----------|----------|------------------------|------------|--|---|--|
| 11       | 624      | 資源物集団回収奨励金の交付          | 生活環境部環境衛生課 | 資源物の有効活用推進と市民のリサイクル意識の向上を図る。                   | 資源物集団回収を行った自治会や子供会等の団体に対して、回収量に応じた奨励金を交付し、ごみの減量や3Rの推進を図る。<br>3Rニュースなどを利用して、資源物集団回収に協力を求めるとともに団体の募集を周知する。  | 前年度に活動された団体に引き続き登録団体申請を促し、95団体が登録された。<br>令和6年3月末時点で、登録団体により593tの資源物が回収された。   |
| 12       | 625      | 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）推進事業 | 生活環境部環境政策課 | 市域における地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス排出量を削減するため。            | つくば3Eフォーラムや企業、大学・研究機関、他自治体、県などと連携して、組織を超えた関係者による事業の検討、研究、企画等を進め、市域における地球温暖化対策を誘導する。<br>また、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の現計画の進捗管理、及び環境基本計画と一体となった新計画を策定する。<br>あわせて、気候市民会議つくば2023で提言された取組と施策の具体化、及びロードマップの進捗管理を行う。 | ・地球温暖化対策実行計画進捗管理懇話会を開催し、適切な進捗管理を実施した。<br>・フォローアップチーム、専門家との意見交換等を経て「ゼロカーボンで住みよいつくば市へのロードマップ～気候市民会議つくばの提言実現を目指して～」を策定し、10月に公表した。<br>・令和4年6月から開始したカーシェア事業の延長と2箇所（5台分）について運営事業者を公募した。                            |
| 13       | 626      | 筑波山自然環境教育事業            | 生活環境部環境政策課 | 市内の身近な自然環境について学ぶ機会を提供し、豊かな自然環境の保全に対する意識の向上を図る。 | 筑波山をはじめ里山、河川、市中心部に残された緑など身近な自然の良さについて知る機会や場を提供するため、観察会等を開催する。   | 「里山ウォーク」（4/20 参加者20人）、「桜川稚魚放流」（7/3：参加者54人（1校））、「桜川探検隊（里山でワクワク体験）」（8/21 参加者24人）、「小野川探検隊（パドルボート体験）」（9/21 参加者32人）、「田んぼの水生昆虫と植物の観察会」（9/22 参加者16人）、「桜川探検隊（クリスマスリース）」（11/16 参加者9人）、「田んぼの水生昆虫と植物の観察会」（11/30 参加者16人） |
| 14       | 627      | つくば市環境マスター育成事業         | 生活環境部環境政策課 | 地域社会における環境活動のリーダー的役割を担う目的で育成した人材の活用を図る。        | 既存の環境マスター認定者の活用事業としてマスター認定者が市の環境事業に関わることにより、マスター認定者の活動の場を広げることで、環境活動のリーダー的役割を担う後押しをする。  | 筑波山自然環境教育事業「里山ウォーク」（1回）を実施した。団体と意見交換を実施した。<br>筑波山立体模型地図をジオミュージアムで活用できるように調整した。   |
| 15       | 632      | 墓地等経営許可事業              | 生活環境部環境保全課 | 墓地等の経営許可及び墓地管理者等の変更届受理の事務を行う。墓地の適正な管理を行う。      | 霊園墓地、寺院墓地、共同墓地等の新規・拡張・廃止の許可を行う。<br>墓地経営者・管理者変更届等の受理を行う。   | 台帳の電子化を進め、課題等を整理した。  |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名            | 部署名        | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果   |
|----------|----------|------------------|------------|--|--|--|
| 16       | 634      | 高度処理型合併浄化槽補助事業   | 生活環境部環境保全課 | 一般家庭に対する高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。 | 高度処理型合併処理浄化槽の設置費の補助を実施する。  | 高度処理型合併浄化槽の普及を促進することで、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図ることができた。  |
| 17       | 635      | 水質保全事業           | 生活環境部環境保全課 | 霞ヶ浦及び牛久沼に流入する河川等の水質汚濁の防止及び河川環境の保全を図ることを目的とする。        | つくば市水質監視員による月2回以上の河川等の巡視活動を行う。   | 水質監視員による月1回以上の河川巡視報告（R6は402回実施）の情報をもとに関連部署と連携を取りながら、河川状況の把握、ごみの回収など迅速な対応を行うことができた。また、つくば市水質浄化対策推進協議会と連携し、11月に谷田川、3月に桜川でごみ拾いを行うことで、河川環境の向上に努めた。 |
| 18       | 636      | 生活排水路浄化施設の維持管理事業 | 生活環境部環境保全課 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。                              | 浄化施設の年間維持管理を行うことにより、施設の機能を十分に発揮させる。<br>沈砂・土砂・浮遊物質の除去<br>スクリーン・ポンプ類の点検（毎月）  | 佐・上管間地区から排出される生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止した。   |
| 19       | 637      | 簡易水道・小規模水道事業     | 生活環境部環境保全課 | 非公営水道が適正に維持管理され、継続的に安心して安全な水の提供がなされるように支援を行うこと。      | 指導・助言及び補助等の支援を行う。<br>水質検査：上水道未整備地区1/4、上水道整備済地区1/10<br>上水道未整備地区のみ補助<br>塩素消毒液：1本（20L）あたり900円。上限100本<br>水中ポンプ：交換工事費の1/10。上限7.5万円<br>配管修繕：修繕工事費の1/10。上限10万円<br>滅菌機：交換工事費の1/2。上限5万円<br>圧力タンク：交換工事費の1/2。上限10万円<br>その他施設修繕：修繕工事費の1/2。上限5万円<br>井戸掘削：井戸の掘削1mにつき1千円。上限10万円 | 協議会の会議開催支援や補助金の交付を通じて、適正な施設運営等指導を行った。<br>水質検査結果の中で基準値を超過した組合に対して保健所等と協力して管理指導を実施し改善に努めた。<br>今後も、施設の維持管理や水質管理の知識の向上を目指し、指導を継続していく。              |
| 20       | 639      | 空き地等の適正管理啓発・指導事業 | 生活環境部環境保全課 | 空き地及びその周辺地域の環境を保全し、市民の安全及び健康の維持に寄与することを目的とする。        | 雑草の繁茂した空き地の適正管理について指導、助言を行う。<br>所有者等が自ら所有する土地について適正な管理ができない場合、所有者の申し出により業者を斡旋し、雑草除去を行う。  | 令和6年度以前からの継続案件及び新規案件を合わせて787筆中、513筆の改善が確認できたため、雑草繁茂改善率は65.1%となった。  |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名            | 部署名        | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果   |
|----------|----------|------------------|------------|--|--|--|
| 21       | 640      | 環境美化推進事業         | 生活環境部環境保全課 | 快適な市民生活の確保に寄与する。   | 環境美化活動（ごみ拾い等）を行う個人・団体に対し、清掃用具（ごみ袋・軍手・火ばさみ等）の支給、傷害保険の加入等の支援を行うことで、自発的な環境美化活動を推進する。<br>市と事業者が計画する環境美化活動へ市民が参加することで、環境美化意識の啓発を図る。<br>以上のような市・市民・事業者の連携した環境美化活動により、快適な市民生活の確保を目指す。 | 環境美化ボランティア活動参加延べ人数について、目標値を大きく上回ることができた。<br>きれいなまちづくり実行委員会の企画会議を毎月1回開催し、会員団体によるごみ拾い活動（4回）、落書き消し活動（2回）、市民参加型のごみ拾い活動（3回）を実施した。<br>継続活動者への表彰を行った。               |
| 22       | 641      | 上水道整備補助事業        | 生活環境部環境保全課 | 旧筑南水道企業団が施行した水道整備事業で、当時借り入れた企業債借入れ分相当額を一般会計から補助する。                                       | 旧筑南水道企業団が施行した水道整備事業で、当時借り入れた企業債借入れ分相当額を一般会計から補助する。   | 上水道事業の健全な財政運営に寄与できた。<br>・水道事業会計出資金（新規整備事業分）200,000,000円<br>・統合前水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に関する出資金6,839,770円、補助金384,303円<br>・水道事業会計繰出金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）45,005,247円 |
| 23       | 642      | 公害対策推進事業         | 生活環境部環境保全課 | 市民の健康被害防止及び生活環境の保全を図る。   | 公害法令に基づく届出受理・審査事務、立入検査・指導等を行う。<br>法定受託事務である常時監視、本市の政策及び施策に資する一般環境調査（地下水調査等）公害紛争処理法に基づく苦情処理（相談、調査、指導、助言）を行う。※ただし、廃棄物関係を除く。<br>公害防止に係る「公害防止協定」、「公害防止確認書」、「実験安全委員会」等の運用、調整を行う。    | 公害法令の施行及び公害防止組織の形成・推進事業を適切に実施した。また、環境調査結果等を市民に公表することにより、市内環境の状況を周知し、環境問題・環境汚染に対する啓発、意識高揚を図ることができた。   |
| 24       | 643      | 放射線対策事業          | 生活環境部環境保全課 | 地域の空間放射線量の低減化、放射線測定及び広報活動による市民の安全・安心確保を目的とする。  | 主に除染事業、空間放射線量率の測定事業等を行う。   | 学校等の公共施設における空間放射線量が低下し、安定していることを再確認した。   |
| 25       | 645      | 廃棄物の処理の適正化に関する事業 | 生活環境部環境衛生課 | 法に基づき廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の適正な運用を図る。茨城県と連携して、廃棄物施設及び再生資源物の屋外保管事業場の適正化を図る。また、旧町村最終処分場跡地を適正に管理する。 | 廃棄物処理に関する講習会等に参加し、職員の知識及び実務処理能力の向上を図る。<br>茨城県の事前審査要領に基づき、市内の廃棄物処理施設及び再生資源物屋外保管事業場について関係各課の意見を取りまとめ、茨城県に提出する。県と連携し、市内の廃棄物処理施設等の立入検査を行う。<br>旧町村最終処分場跡地に汚染がない水質検査を実施する。           | 廃棄物処理に関する講習会等に延べ5名が参加した。県廃棄物処理施設1件について事前審査要領に基づく市の意見を提出した。県と連携し、使用済自動車解体業者の立入検査を1件行った。旧町村最終処分場跡地4か所（安食、上境、上郷、研究学園三丁目）の地下水水質検査を実施し、汚染がないことを確認した。              |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名       | 部署名        | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果  |
|----------|----------|-------------|------------|--|--|---|
| 26       | 646      | 管路輸送施設の管理事業 | 生活環境部環境衛生課 | 平成20年度末で事業廃止となった管路輸送施設（管路輸送センター及び管路投入口、埋設管）を適正に管理する。 | 管路輸送施設及び敷地植栽の管理を行う。  | 管路輸送施設について、施設管理（点検2回/年）及び植栽管理を行い、安全性の確保や周辺環境の維持管理を行った。  |
| 27       | 647      | 家庭ごみ収集事業    | 生活環境部環境衛生課 | 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。                                 | 一般家庭及び公共施設から分別排出される一般廃棄物（ごみ）を収集し、サステナスクエアへ運搬する。<br>区会・住民団体等が設置するごみ集積所について、補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。<br>補助金額：設置費用の1/2（補助限度額100,000円）<br>市広報紙やホームページ、3Rニュースなどを活用し、ごみ分別の徹底を周知していく。 | 事業を行うことで、市民の生活環境を良好に保つことができ、公衆衛生の向上を図ることができた。<br>また、出前講座や3Rニュース等を活用することで、市民にごみ分別等の情報を周知することができた。        |
| 28       | 648      | 犬等死骸処理事業    | 生活環境部環境衛生課 | 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。                                 | 道路等公共用地で発見された動物の死骸を回収し、処理する。   | 市民から通報があった動物の死骸を迅速に回収処理することにより、市内の道路等公共用地の公衆衛生を良好な状態に保つことができた。  |
| 29       | 649      | 市内一斉清掃事業    | 生活環境部環境衛生課 | 市民の環境美化意識を高めることにより、ポイ捨て行為を抑制する。                      | 原則、毎年6月と12月の第1日曜日に、市民が道路脇にポイ捨てされたごみの清掃活動を行う。<br>活動を推進させるため回覧やHP及びSNSを活用した周知を行う。  | 6月2日と12月1日の2回、市内一斉清掃を実施し、合計17,500kgの不燃ごみを回収した。  |
| 30       | 650      | 不法投棄ごみ処理事業  | 生活環境部環境衛生課 | 不法投棄されたごみを撤去することで、良好な生活環境を保持するとともに、再発を防止する。          | 区会や土地所有者と連携して、不法投棄物の撤去作業を行う。<br>再発防止のため、警告看板の設置、促進と防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行う。<br>区会等に不法投棄防止の周知啓発を行う。   | 不法投棄の撤去が485件で、13,390kgを回収した。<br>不法投棄看板を335枚交付した。<br>不法投棄された廃棄物を迅速に撤去し、清潔な状態を保つことにより、良好な生活環境を保持することができた。 |

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                         | 部署名              | 事業の目的   | 事業の概要  | 成果   |
|------|------|-------------------------------|------------------|---|--|--|
| 31   | 651  | 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する事務 | 生活環境部環境衛生課       | 生活環境の保全、災害の防止、市民の安全の確保  | 土砂等の埋立て等に関し適正な指導、監視及び許可事務を行う。<br>土砂等の埋立てについて、許可が必要なことをPRする。また、パトロールに発見した認識不足による不適正な土砂埋立て事業について、適切な指導を行っていく。<br>盛土規制法の区域指定に伴い市土砂条例の改正を行う。   | 土砂埋立て等の許可申請が1件あった。<br>不適正な埋立てで5件指導を行った。  |
| 32   | 652  | ごみ減量推進事業                      | 生活環境部環境衛生課       | ごみの減量や資源化を推進し、循環型社会を構築する。   | 一般廃棄物減量等推進審議会を開催し、計画期間の中間年度を迎える一般廃棄物処理基本計画の中間見直し及び施策進捗管理を行う。<br>来年度用のごみの出し方カレンダーを作成し、ポスティングにより各戸配布する。<br>出前講座、ごみ分別アプリ等により市民のごみ分別徹底・減量化の啓発を行う。<br>日量平均100kg以上の事業系ごみ多量排出事業者を中心に、ごみの減量化・資源化について指導する。<br>排出事業者への現地訪問及びサステナスクエアでの搬入検査を行い、意識啓発及び指導を行う。 | 「つくば市一般廃棄物処理基本計画」について、一般廃棄物減量等推進審議会にて進捗管理とごみ実績を報告し、計4回の審議及びパブリックコメントの実施を経て同計画を改定した。また令和7年度版ごみの出し方カレンダーを19万部作成し、ポスティングにより各戸配布を行った。ごみ分別アプリのダウンロード数が年間約7,800件あった。 |
| 33   | 653  | 環境教育事業                        | 生活環境部環境衛生課       | リサイクルへの関心を高め、将来、循環型社会の構築に資する。   | 環境教育の一環として、牛乳パック回収事業を実施し、子供たちの環境に対する意識向上に努める。<br>市内の学校でごみ減量及びリサイクルに関する出前授業を行う。<br>牛乳パック回収リサイクルチラシを活用し、改めて協力を呼び掛けていく。<br>小中学校等を対象に環境教育の出前講座があることを周知し、出前講座の実施回数を増加させると共に、ごみの減量化・資源化について啓発していく。   | 児童生徒及び保護者向けに牛乳パックリサイクルチラシを配布することで、牛乳パックの回収量が増加し、リサイクル意識を高めた。<br>小中学生を対象に出前講座を14件、34講座行い、子ども達の環境意識向上を図った。また、市民対象の講座を2件、2講座実施した。                                 |
| 34   | 654  | リサイクル推進事業                     | 生活環境部環境衛生課       | 資源物の有効活用と市民のリサイクル意識の向上を図る。  | 落ち葉等の堆肥化等推進のための調査研究を進める。<br>調理くずや食べ残し等の食品残渣を活用したフードリサイクルを進める。<br>段ボールコンポストの無料配布の実施。<br>地域のごみ集積所に、分別促進の看板を設置する。<br>リサイクル推進を図るため3Rニュースを発行し、市民意識の醸成を図る。   | 3Rニュースを年間6回発行した。<br>917個の段ボールコンポストの無料配布を行い、生ごみ減量を推進した。   |
| 35   | 656  | 可燃ごみ焼却処理施設維持管理事業              | 生活環境部サステナスクエア管理課 | 可燃ごみ処理施設において、可燃ごみを安全かつ安定的に焼却処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。 | 市内から排出された可燃ごみをサステナスクエアで受入れ、可燃ごみ処理施設にて焼却処理するとともに、焼却後に発生する残渣を適切な方法で処分する。   | 最終処分 埋立処分量：7,461.58t、資源化量：2,710.40t、埋立処分委託料：272,830千円、再資源化委託料：131,668千円<br>適切な方法で可燃ごみを処理し、焼却残渣を埋立処分や資源化で適正に処理することで、市民生活の維持に寄与した。                               |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名                  | 部署名              | 事業の目的   | 事業の概要  | 成果   |
|----------|----------|------------------------|------------------|---|--|--|
| 36       | 657      | 可燃ごみ処理施設の発電・売電事業       | 生活環境部サステナスクエア管理課 | サステナスクエア可燃ごみ処理施設の焼却炉から発生する余熱を利用して蒸気を発生させ、タービン発電機による発電を行う。                           | ・焼却炉の余熱で発電した電力を可燃ごみ処理施設場内で使用し、余剰電力を電力会社に売電する。<br>・H21年度から長期包括的運営管理委託業務を実施し、余剰電力の売電額の3分の1を分配金として受託者へ支払う。  | 発電電力量：24,550,075kWh、場内使用電力量：9,047,395kWh、売電電力量：10,467,927kWh、売電電力料：89,598,794円、自己託送電力量：5,034,753kWh<br>可燃ごみ焼却施設の安定的な運転を実施することで、売電に加え、自己託送事業を実施し、市の公共施設41施設に電力を供給できた。 |
| 37       | 658      | 粗大・不燃ごみ処理施設維持管理事業      | 生活環境部サステナスクエア管理課 | リサイクルセンターにおいて、粗大、不燃、資源及び有害ごみを安全かつ安定的に処理することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。 | 市内から排出された粗大、不燃、資源及び有害ごみをサステナスクエアに搬入し、リサイクルセンターにて処理後、有価物を適正に資源化する。<br>※粗大ごみ13t/5h、不燃ごみ13t/5h、かん類4t/5h、びん類9t/5h、ペットボトル4t/5h、有害ごみ1t/5h、プラスチック製容器包装16t/5h  | スプリングマットレス処理量：77,020kg、乾電池搬出量：40,980kg、蛍光管搬出量：8,000kg<br>包括的運営管理委託によりリサイクルセンターを適切に運営し、粗大、不燃、資源及び有害ごみを適正に処理した。  |
| 38       | 659      | 施設から発生した有価物の売却・リサイクル事業 | 生活環境部サステナスクエア管理課 | 回収された資源ごみ等を処理し、有価物として再資源化することにより、環境負荷の低減及び市の歳入の確保を図る。                               | ・有価物の売却とリサイクル<br>びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、アルミ、鉄類、紙類、古布等<br>・リユース家具の提供<br>施設に搬入された粗大ごみの中で、再度使用できるように家具を修繕し、無償で市民に提供する。   | ・売払い額（歳入）：アルミ、鉄類、紙類、古布 164,424千円、ペットボトル 35,645千円<br>・再資源化委託料（歳出）：びん、容器包装プラスチック 757千円<br>・バイオディーゼル燃料精製量：2,376L<br>リサイクル事業者と売払い契約を結び、各有価物を適切に処理した。                     |
| 39       | 660      | し尿処理施設維持管理事業           | 生活環境部サステナスクエア管理課 | し尿処理施設を適切に管理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。                           | サステナスクエアし尿処理施設の維持管理（運転管理を除く。）<br>処理能力：50kl<br>処理方式：好気性消化処理方式   | 修繕件数（各種ポンプ・配管）：21件、修繕料1,667千円、工事件数（各種ポンプ・機械等）：13件、工事請負費：8,368千円<br>不具合箇所の修繕等を計画的に行い、施設を正常に稼働させることで、市民生活の維持に寄与した。   |
| 40       | 661      | 生ごみ処理器等購入費補助金交付        | 生活環境部環境衛生課       | 家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、生ごみの減量化を図る。   | 家庭から排出される生ごみの自家処理を推進する。<br>生ごみ処理容器を購入した市民に対し交付要綱に基づき補助金を交付する。<br>[コンポスト式補助率1/2、1世帯2基まで、上限20,000円]<br>[電気式生ごみ処理機補助率1/2、1世帯1機まで、上限20,000円]<br>生ごみ減量の意識啓発は、継続して行うことが重要であることから、段ボールコンポストの配布会を行い、生ごみ減量を意識づけるとともに、生ごみ処理容器等の購入促進を進める。 | 市民に向けて、市ホームページや3Rニュース等により、生ごみ処理容器等購入補助や段ボールコンポスト無料配布会をPRすることにより、ごみ減量の取組を促すことができた。  |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名                               | 部署名              | 事業の目的   | 事業の概要   | 成果   |
|----------|----------|-------------------------------------|------------------|---|---|--|
| 41       | 662      | し尿処理事業（サステナスクエア南分所）                 | 生活環境部サステナスクエア管理課 | 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。                   | し尿処理施設の維持管理<br>処理能力 70k l /日<br>処理方式 好気性消化処理方式  | 定期的に修繕工事を行うことで施設を正常に稼働させ、市民の健康で快適な生活を図った。<br>工事件数（各種ポンプ、ファン等）：9件 工事費用：12,158千円   |
| 42       | 946      | 家庭用廃食用油リサイクル事業                      | 生活環境部環境衛生課       | 家庭から排出される廃食用油を再利用することで、資源の有効活用を推進するため。                  | 市施設やスーパー等に設置する回収ボックスに市民が持込んだ廃食用油を回収する。回収した油はバイオディーゼル燃料に精製され、軽油の代替燃料としてサステナスクエア内公用車や廃食用油回収車で使用する。<br>バイオディーゼル燃料への生成だけでなく廃食用油の利活用方法を検討する。   | 家庭用廃食用油のリサイクルを促進した。また、バイオディーゼル燃料を利活用することにより地球温暖化防止に寄与した。<br>脱炭素先行地域での利活用に向け、回収拠点の増設のための予算措置を行った。   |
| 43       | 1001     | 動物愛護関連事業                            | 生活環境部環境保全課       | 狂犬病蔓延の防止及び撲滅、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進、殺処分や苦情等件数の減少             | ・茨城県獣医師会の協力を得て、市内のべ46箇所にて狂犬病予防注射を実施<br>・犬の登録、注射済票の発行<br>・犬猫の避妊去勢手術、マイクロチップ装着を行う市民に対し補助金を交付<br>・犬猫の飼い方に関する啓発<br>・動物愛護団体と連携した保護猫譲渡会を市役所内で実施   | ・市内全域において狂犬病予防集合注射を実施し、予防接種率の向上が図られた。<br>・犬猫の避妊去勢手術に対する補助金交付等により、犬及び猫の無秩序な繁殖を抑制することができた。<br>・犬猫へのマイクロチップ装着に対する補助金制度を運用し、装着を推進した。<br>・動物愛護団体と協力して庁舎敷地内で猫の譲渡会を実施し、保護猫の里親探しを推進した。 |
| 44       | 1003     | 自然環境・鳥獣保護管理事業（旧：鳥獣保護及び有害鳥獣被害防止対策事業） | 生活環境部環境保全課       | 野生鳥獣の保護、狩猟に係る銃器等の適正使用による市民生活の安全確保、有害鳥獣による生活被害等の防止。      | 鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃猟）の指定に係る連絡調整、及び申請を行う。<br>野生鳥獣の保護に関すること。貴重な動植物の保全に関すること。外来生物の防除に関すること。<br>鳥獣捕獲許可に関すること。   | 有害捕獲許可申請16件を適切に処理した。   |
| 45       | 1082     | サステナスクエア包括的運営管理事業                   | 生活環境部サステナスクエア管理課 | サステナスクエア内の各施設管理を一本化することにより、効果的、効率的、経済的で安全かつ円滑に業務の遂行を図る。 | ・可燃ごみ処理施設（375t/日）の包括的運営管理<br>・リサイクルセンター（資源化施設を含む。）の包括的運営管理<br>（粗大ごみ13t/5h、不燃ごみ13t/5h、かん類4t/5h、びん類9t/5h、ペットボトル4t/5t、有害ごみ1t/5h、プラスチック容器包装16t/5h、資源化施設46t/日）<br>・し尿処理施設の運転管理<br>（サステナスクエア50k L/日、南分所70k L/日） | 可燃ごみ搬入量：67,736,760kg、資源ごみ搬入量：7,144,110kg、有害ごみ搬入量：52,990kg、し尿投入量：10,662.0k L<br>包括的運営管理委託による適切な運営により、市民から排出される一般廃棄物を適正に処理した。  |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名         | 部署名        | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果   |
|----------|----------|---------------|------------|--|--|--|
| 46       | 1135     | 生物多様性地域戦略策定事業 | 生活環境部環境保全課 | 将来にわたって自然の恵みを享受し、持続可能な社会を推進するため生物多様性に関する施策を戦略的かつ計画的に進めていく方針を示す生物多様性地域戦略を策定する。  | 生物多様性基本法第13条第1項の規定及び第3次つくば環境基本計画に基づき、生物多様性地域戦略を策定する。<br>戦略では、中・長期の目標・方針を定め、市民、事業者、市が役割を実践、共有しながら、豊かな自然を守り、未来へ引き継いでいくことを目指す。<br>○市域の動植物の調査 ○アンケートによる市民意識調査 ○自然体験会の開催○学識経験者、市民からなる懇話会を開催し、広く意見を聴き、戦略に反映させていく。○人と自然に関わる様々な課題の整理と取組の検討   | 生物多様性の取組に関する事業者・研究機関等との意見交換会（1回）の実施や学識者、市民で構成される策定懇話会（3回）の開催を行い、多様な意見を取り入れながら「生物多様性つくば戦略」を策定した。  |
| 47       | 1148     | 脱炭素先行地域づくり事業  | 生活環境部環境政策課 | 市域における2050年にカーボンニュートラル、2030年温室効果ガス排出量46%削減目標の実現に向け、中心市街地に「脱炭素ドミノ」のモデル地区をつくるもの。 | 環境省「脱炭素先行地域」として当市が選定された第4回選定（令和5年11月）時点では延べ74件（2030年までに100件選定予定）が選定され、茨城県内では初の選定である（令和7年5月時点では延べ88件）。<br>令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間に環境省からの交付金等による支援（交付率2/3）を受け、つくば市の中心部、TXつくば駅を中心として概ね半径500mの範囲の脱炭素化に向けた事業を実施するもの。特に、既存共同溝を活用したマイクログリッドの構築や、地域資源を活用したバイオマス発電等により、対象エリアにおいて2030年までに脱炭素化を目指す。 | ・計画提案書に記載した13の取組について、共同提案者、需要家及び産業技術総合研究所、農業食品産業技術総合研究機構等研究機関との協議を行った。また、マイクログリッド構築、省エネ改修、再エネ設備整備等の事業を実施した。<br>・つくばスマートシティ協議会グリーン分科会を開催した。 |